

取組内容	担当	実施結果, 現状分析等(担当課等のコメント)	
<p><b>消費生活専門相談員による助言及びあっせん</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>消費生活相談窓口の強化</li> </ul> <p>【基金】</p>	文化市民局 市民総合相談課	<p>(1) 弁護士による消費生活相談支援事業 平成21年10月開始</p> <ul style="list-style-type: none"> <li> <p>弁護士による法律指導及び助言</p> <p>概要 法的な専門知識等を要する相談案件について、弁護士が当課において消費生活相談員に助言等を行う。</p> <p>実績 週1回2時間 助言等の件数 86回</p> </li> <li> <p>「京都市消費者サポートチーム」の創設</p> <p>概要 特に解決が困難な案件について、専門的観点から相談者へ解決策を提示することで、相談の早期解決を図るため、弁護士、消費生活相談員、担当事務職員でサポートチームを編成する。</p> <p>実績 0件</p> </li> </ul> <p>(2) センター機能の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> <li> <p>情報収集円滑化のためのインターネット接続パソコンや、相談員用参考資料を購入した。</p> </li> </ul> <p>(3) 窓口の周知</p> <ul style="list-style-type: none"> <li> <p>市政広報板に掲示「市民総合相談課 窓口周知ポスター」(10月)</p> </li> <li> <p>タブロイド版「市民生活センターの業務案内」を市民しんぶん10月15日号挟み込みで全戸配布</p> </li> <li> <p>地下鉄烏丸御池駅ホーム内の広告看板を設置(3月～)</p> </li> <li> <p>地下鉄ポケット時刻表にセンター案内の広告を掲載(3月～)</p> </li> </ul> <p>(【基金】以外の関連取組)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li> <p>市バス車内電照広告(多重債務相談ダイヤル)(10月～3月)</p> </li> <li> <p>回覧板チラシの全戸回覧(3月)</p> </li> </ul>	<p>これまでも法律アドバイザーとして契約している弁護士に随時の電話, 月1回の法律事例研究会で助言を受けてきたが, 個別面談では, より詳細に助言を得ることが可能になり, 両者を適宜に使い分けながら, 相談案件に活用した。</p> <p>結果的に, サポートチームで扱う案件はなかったが, 相談案件への対応の選択肢としてこの仕組みが用意されていることにより, 相談員の心理的な負担の軽減につながったと思われる。</p> <p>各相談員の机の上にインターネット接続パソコンを配備したことにより, PIO-NET 端末パソコンを操作しながらインターネット閲覧が可能になり, 相談対応の迅速化につながっている(セキュリティ上, PIO-NET 端末パソコンは, インターネット閲覧は不可)。</p> <p>ポスターの掲示等を行った際は, 相談件数が増加する傾向が見られるので, 今後も基金を活用して, 適宜, 窓口の周知を継続したい。</p>

取組内容	担当	実施結果, 現状分析等(担当課等のコメント)	
<p><b>消費生活専門相談員等の研修の実施</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>消費生活相談レベルアップ研修の実施</li> </ul> <p>【基金】</p>	<p>文化市民局 市民総合相談課</p>	<p>(1) ・ 国民生活センター主催実務研修派遣の拡充              現行 2 年に 1 回              → 毎年 1 回              (相談員 1 人当たり)              実績 10 名各 1 回</p> <p>・ 専門機関の担当者を講師とする研修              実績 未実施 (22 実施予定)</p> <p>(2) ・ 食品表示・安全に関する専門家等を講師とする消費生活相談員向け研修の実施              実績 近畿農政局職員による食品表示研修              全員受講できるよう 3 月に 2 回実施</p>	<p>基金を活用することにより, 全相談員が, 国民生活センター主催の専門講座に, 1 回ずつ参加することができた。相談体制を調整しながらの参加となるため, 受講内容については, 会議等を通じて共有を図った。</p> <p>PIO-NET の更新に伴い, 次期 PIO-NET 研修の必要性が生じたため, その研修を優先し, 専門機関の担当者を講師とした研修は開催できなかった。このため, 平成 22 年度に実施することとし, 6 月に近畿財務局京都事務所から講師を招いて, 改正貸金業法の完全施行に関する研修会を実施する。</p>
<p><b>「認知症の人も安心して暮らせるまちづくり ~高齢者にやさしい店を世代を越えた共汗で創り出そう~」事業の実施</b></p>	<p>左京区役所 支援課</p>	<p>平成 22 年 1 月から第 1 次登録店 (16 店) で事業開始</p> <p>(商店等登録の概要)</p> <p>(1) 認知症あんしんサポーター養成講座を受講              認知症の症状や認知症の人への理解を深め, 対応を学習 (平成 21 年 11 月に 3 回開催)</p> <p>(2) 「高齢者にやさしい店」宣言              「高齢者にやさしい店」として取り組む目標や内容をまとめて, 「高齢者にやさしい店宣言」を行う。</p> <p>(3) 「高齢者にやさしい店」の登録とステッカー掲示              (1)(2)の後, 商店等を「高齢者にやさしい店」として登録。登録店は, 「高齢者にやさしい店」である旨を表示するステッカーと宣言文を掲示</p> <p>(参考) 本事業に係るアンケート調査について              平成 21 年 5~7 月に, 市民ボランティアの協力を得て「高齢者にやさしい店」のイメージづくりのためのアンケート調査をスーパー等の店頭で実施し, 18 店 724 件のアンケート協力をいただいた。</p> <p>(参考) 公募による登録店のステッカー作成              図案を平成 21 年 9 月に募集し, 合計 22 点の応募があった。</p>	<p>左京区地域ケア連絡協議会と連携し, 地域の団体, 大学, 商店街と協働して事業を推進しており, 実際に商店等に働き掛けを行う以外に, 市民ボランティアの協力を得て, 高齢者にやさしい店のイメージづくりのためのアンケート調査を行い, 登録店に表示するステッカーの図案を公募するなど, 様々な機会を設けて, 取組のすそ野の拡大を図った。</p> <p>今後も, 登録店の拡大に努め, あわせて, 更にステッカーの認知度を高めること, 実際にステッカーを見て利用される高齢者が納得できる水準を維持し, ステッカーの信頼度を高めること等に, 引き続き取り組む。</p>



取組内容	担当	実施結果, 現状分析等(担当課等のコメント)	
<p><b>消費生活に関する講座や教室の充実</b></p> <p>・消費生活に関するフォーラム等の開催</p> <p>【基金】</p>	<p>文化市民局 市民総合相談課</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ シンポジウム「未来へつなぐ消費生活を京都から」 平成 22 年 2 月 2 日 (火) にウィングス 京都イベントホールにおいて、内閣府消費者委員会委員長を講師とする講演会を行ったほか、次期京都市消費生活基本計画の策定について京都市消費生活審議会 で審議する中でまとめられたメッセージを市民に発信し、消費生活への関心を高め、安心感のある消費生活のために市民ができることは何かについて考えるシンポジウムを開催した。 内容(囲み欄 参照) 参加者 245 人</li> <li>・ 平成 22 年度消費者月間における暮らしのフォーラムの企画 企画・運営の検討のため、消費者団体、事業者団体の合同懇談会を平成 22 年 1 ～3 月に、計 3 回開催した。</li> </ul>	<p>シンポジウムの開催では、定員を超える参加があったが、シンポジウムの開催を契機としてメッセージを市民に発信するという目的の面では、参加者以外の市民に広く伝えるための広報の取組が十分とは言えなかった。</p> <p>平成 22 年度のフォーラムでは、企画段階から消費者団体、事業者団体の意見を聴取し準備を進めており、広報面にも十分配慮しながら、事業に取り組むこととしている。</p>
<p>内容 (敬称略)</p> <p>◇基調講演「これからの消費生活を考える ～消費者市民に求められるもの～」 講 師 松本恒雄(一橋大学法科大学院長, 内閣府消費者委員会委員長)</p> <p>◇パネルディスカッション「未来へつなぐ消費生活を京都から」 (京都市消費者審議会からのメッセージ発信)</p> <p>パネリスト 二之宮 義人(弁護士) 松本恒雄 (一橋大学法科大学院長, 内閣府消費者委員会委員長) 渡邊 明子 (京都生活協同組合副理事長, 京都市消費生活審議会委員) 門川 大作 (京都市長)</p> <p>コーディネーター 松岡 久和 (京都大学大学院法学研究科教授, 京都市消費生活審議会会長)</p>			
<p><b>電子メール等, 情報通信技術を活用した講座の開設</b></p> <p>【基金】</p>	<p>文化市民局 市民総合相談課</p>	<p>若者を対象としたショートムービーを 10 月 15 日からインターネットで配信開始 名称: 「kyoto city movie 烏丸御池発☆ミヤコの悪質商法物語～若者を狙う甘いワナ～」 概要: キャッチセールスほか、1 本あたり 4 分程度の動画 4 本を京都の大学生の出演協力により制作</p> <p>実績 (3 月末累計)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ パソコンサイトアクセス数 2,968 件</li> <li>・ 携帯サイトアクセス数 1,451 件</li> </ul>	<p>大学生等の若者を対象とした啓発を検討していたが、消費生活審議会での意見を採り入れ、講座形式から動画配信に変更して実施した。</p> <p>同志社大学の学生ボランティアに出演してもらい、若者向けの啓発ムービーとして、制作したが、好評のため、引き続き平成 22 年度も配信を継続することとした。</p> <p>アクセス者の属性は不明だが、アクセス件数全体を増加させるため、若者に直接、あるいは大学等の関係者に周知を図る。</p>

取組内容	担当	実施結果, 現状分析等(担当課等のコメント)	
<b>教職員及びPTAへの情報提供の推進</b>	文化市民局 市民総合相談課	<p>消費者教育を効果的に推進するため消費者行政と教育委員会の庁内連携組織を設置し、情報交換を行った。</p> <p>開催 1回</p>	<p>PTA 研修等に出前講座を行うこととしており、実施機会の拡大を図りたいと考えている。しかしながら、現状では、PTAに対して、学校から一律に働き掛けを行うことは難しい状況があり、様々な機会を用いて情報提供していくことが必要と思われた。</p> <p>平成 22 年度は、21 年度に作成した小学生向け DVD 教材の活用方法を周知する際に、出前講座の情報提供も行っていく。</p>
<b>小学生向け消費者教育教材の作成・配布</b>  【基金】	文化市民局 市民総合相談課	<p>平成 17 年度に作成した若者向け冊子「契約ナビ」の挿絵から発展させ、くらしのみはりたイラストッカー等で市民生活センターのイメージキャラクターとして活用しているクーリング・オフマンをメインキャラクターとして、アニメーション DVD を作成した。</p>	<p>作成したDVDは平成 22 年度に配布するが、学校には多くのパンフレット類が送られてくるため、単純に配付するだけでは活用されないおそれがある。</p> <p>そのため、夏期の教員研修等で説明を行うなど、活用の促進を図る。</p>
<b>市民生活センターにおける消費生活に関する図書・教材の閲覧・貸出し等, 学習活動の支援</b>  ・情報提供コーナー機能強化事業の実施	文化市民局 市民総合相談課	<p>平成 22 年 3 月に視聴覚機器を更新し、DVD の視聴が可能になった。また、図書の充実も行った。</p> <p>実績 購入図書 119 冊</p>	<p>国等が新たに作成する啓発教材は、ビデオテープから DVD に移行しており、貸出用 DVD を視聴したうえで選定できるという面で、利便性が向上した。</p> <p>貸出図書は、定期的に新刊図書の購入ができていなかった中、一挙に新刊図書の充実を図ることができた。</p> <p>話題となっている消費者問題をはじめ、相談員の意見を基に昨今のトラブル事例等も考慮して、図書の選定を行った。</p>

取組内容	担当	実施結果, 現状分析等(担当課等のコメント)	
<p><b>消費者力パワーアップのための講座の開設</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>消費者力検定受験対策講座の実施</li> </ul>	文化市民局市民総合相談課	<p>平成 21 年 11 月 8 日実施の消費者力検定試験の受験に向けた講座を 10 月に開催した。</p> <p>名称 消費者力検定受験対策講座 2009 (京都生活協同組合, NPO 法人コンシューマーズ京都との共催)</p> <p>概要 「消費者力検定」の受験テキストを用い, 3 日間にわたり, 模擬試験を含め, 延べ 12 時間 30 分の講座を開催</p> <p>受講者数 第 1 回 13 名, 第 2 回 14 名, 第 3 回 12 名</p> <p>(消費者力検定受験者数 15 名 級認定 1 級: 1 名, 2 級: 4 名, 3 級: 6 名, 4 級: 3 名, 5 級: 1 名)</p>	<p>平成 20 年度に「消費者力パワーアップセミナー」として, 受験を前面に打ち出さずに実施した際は, 1 回当たり平均 26 名が受講し, 消費者力検定受験者数 7 名, 級認定は, 2 級 1 名, 3 級 3 名, 4 級 2 名, 5 級 1 名という状況であった。</p> <p>受験対策講座という名称により, 受験するという目的を明確に持った人が受講しており, 平成 22 年度も引き続き講座を開催し, また, 他の一般的な講座の受講者においても当講座の受講と検定受験が一つの目標となるよう, 当講座の周知を図っていく。</p>
<p><b>食育指導員の養成実施</b></p>	保健福祉局 保健医療課	<p>学識経験者, 地域, 保育・教育, 保健医療, 流通・料理等の団体・機関等から成る食育指導員制度特別委員会で作成した養成カリキュラムに基づき, モデル小学校区で養成した。</p> <p>&lt;養成講座&gt;</p> <p>「基礎講座」(全 10 回 4 月～9 月)では, 健康づくりや栄養バランス, 京の食文化や食事マナー, 地産地消を含む生産・流通に関する事, 食の安全安心等「京(みやこ)・食育推進プラン」に基づく食育について学んだ。</p> <p>「実践研修」(10 月～3 月)では, 実際に食育現場において食育活動に携わりながら技術等を学んだ。</p> <p>&lt;認定&gt;</p> <p>平成 22 年 3 月に, 基礎講座と実践研修の修了者 26 名を第 1 期生の食育指導員として認定した。</p> <p>&lt;実績&gt;</p> <p>モデル小学校区</p> <p>上京区 新町小学校区 中京区 洛中小学校区 東山区 清水小学校区 下京区 梅小路小学校区 伏見区 伏見板橋小学校区</p>	<p>養成の対象者は, 職業として「食」にかかわる者のうち, 食育活動に意欲があつて, 自治会組織や小学校長等から推薦された市民であり, 講座回数は多いが, 全員修了し, 認定を行うことができた。</p> <p>平成 22 年度は, 小学校区ごとに食育指導員と小学校や保健センター等の食育関係者が集まり, 食育指導員活動について検討・支援していくための「食育指導員連絡会」を開催する。また, 21 年度同様に食育指導員養成講座を実施し, 第 2 期生となる食育指導員を養成していく。</p> <p>平成 22 年度は, 昨年度養成のなかった行政区の小学校区(6 行政区 6 小学校区)において, 30 人を養成する。</p>

取組内容	担当	実施結果, 現状分析等(担当課等のコメント)
<p>市民が選ぶ「京のまちなじみのええ店」顕彰事業(仮称)の実施</p>	<p>産業観光局 商業振興課</p>	<p>市民が選ぶ「京のまちなじみのええ店」顕彰事業「ええ店」掘り起こしプロジェクトとして実施した。</p> <p>店舗の推薦については、8月の募集開始当初は推薦数が少なかったが、事業を消費者団体や地域の団体に情報提供する中で徐々に推薦数が増え、最終の推薦店舗数は187店舗に達した。</p> <p>概要 市民に推薦された店舗を有識者3名と市民委員20名で構成する選考委員会で選定、表彰する。</p> <p>推薦店舗を中小の物販小売店舗に限定していたが、事業初年度で当該事業の認知度が低かったため、推薦者にとって、対象店舗が特定しづらかったことが伺えた。また、日ごろ、フランチャイズ店、チェーン店等を利用し、中小の物販小売店舗を利用することが少ないという現在の社会情勢も伺えた。</p> <p>対象店舗 中小事業者が市内で営む店舗で、かつ物販の店舗(全国展開等の店舗、飲食店とサービス業を除く。)</p> <p>被表彰店舗 13店舗(5つの行政区から、漬物、洋菓子、酒等の様々な店舗から選ばれた。)</p> <p>事業実績としては、推薦のあった店舗を市民公募委員により審査、選考し、「京のまちなじみのええ店」として13店舗を表彰した。消費者・市民の目線で選ばれたこの13店舗は、今後の商売の励みになったと述べており、また、推薦者にとっても改めて、地域に目を向ける契機になったと考えられる。</p>

取組内容	担当	実施結果, 現状分析等(担当課等のコメント)	
<p><b>環境に関するシンポジウム・講座等の開催</b></p> <p>・「DO YOU KYOTO？」プロジェクト147万人推進事業に係る講座等</p>	<p>環境政策局 地球温暖化対策室</p>	<p>(1) 「子どもの京町家体験」～エコミステリーツアー～</p> <p>概要 将来を担う子どもたちが、環境問題に関する基礎知識と京都の人々が昔から実践してきた環境にやさしい暮らし方を、体験型学習として学ぶ。</p> <p>参加 約 80 人</p>	<p>将来を担う子ども達が、環境問題に関する基礎知識と京都の人々が昔から実践してきた環境にやさしい暮らし方を学ぶために実施した。</p> <p>具体的には、環境啓発用のパネルや展示物を用いた環境学習会を開催するとともに、実際に京町家へ赴き、暮らしの中で省エネ・省資源を実践してきた先人たちの知恵や工夫を学んだ。さらには、事後学習会も開催し、子どもたちが、環境問題に関してより理解を深める機会を創出することができた。</p>
		<p>(2) 「英語スピーチコンテスト for COP15」</p> <p>平成 21 年 10 月 17 日 (土) にウイングス京都で開催</p> <p>概要 市内の高校・大学生が、「COP15」に期待すること、温暖化防止のため京都の今後果たすべき役割」をテーマに英語で5分間スピーチ</p> <p>結果 応募者 53 名から書類選考によって選ばれた 15 名が参加。最優秀賞 1 名をコペンハーゲンで開催された COP15 関連事業に派遣</p>	<p>COP15 開催に当たり、京都議定書の名と精神が生かされるよう、次世代を担う若者に地球温暖化への想いを語り、若者の環境問題への意識を高めることを目的に実施した。</p> <p>「学生のまち」と称され、学生達の運動が活発な京都を象徴するかのようになり、53 名という多くの高校生・大学生からの応募があり、地球温暖化問題への関心を高める契機となった。</p>
		<p>(3) 市民公開シンポジウム「持続可能な低炭素社会をアジアから」</p> <p>平成 21 年 11 月 21 日 (土) に京都大学百周年時計台記念館で開催</p> <p>概要 COP15 を前に、今後の温暖化対策を大きく後押しするような国際合意が実現するよう訴えとともに、気候変動問題の解決に向けて、多様な課題を持つアジア各国の市民がどのように協働していくことができるのかを考える。</p> <p>参加 約 100 人</p>	<p>COP15 の開催に当たり、アジア各国の市民が京都議定書誕生の地・京都に集まり、コペンハーゲンで今後の温暖化対策を大きく後押しするよう訴えることを目的に実施した。</p> <p>気候変動問題の解決に向けて、多様な課題を持つアジア各国の市民が、どのように協働していくのか、オールアジアで、世界の地球環境保護の取組を考える、極めて意義深い機会となった。</p>